

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長 大西 秀人

市町村名 (市町村コード)	高松市 (37201)	
地域名 (地域内農業集落名)	十河地区 (高野、本村、北下所、南下所、沖川西、藤の森、西田、東田、平田、檀原、外山、円土座、城、東宝地、西宝地、西ノ岡、社、西尾、中尾、権現堂、仲下所、沖下所)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月17日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者(以下「担い手」という。)が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	302 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	302 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
－
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				